

裁判官の無責任を許さない

遠藤国賠ニュース

<http://www.enkoku.com/>

第48号(控訴審第28号) 2001年1月21日(日)



東京高等裁判所(裁判所合同庁舎)

Contents

- ・控訴審弁論傍聴記 (p.1)
救急隊員O・Tさんの傍聴記
- ・控訴審弁論解説 (p.3)
今回の弁論内容を解説
- ・遠藤祐一さんからの御挨拶 (p.9)
会員のみなさんへ
- ・2000年度会計報告 (p.10)
活動内容も合わせて説明致します
- ・「弁論更新の陳述書」の送付について (p.10)
訴訟経過を知って頂くために
- ・次回弁論のお知らせ (p.10)
次回弁論は2/19(月)15:00~
- ・遠藤事件とはこのような事件です (p.11)
事件の概要およびこれまでの経緯
- ・事務局から (p.12)

遠藤国賠とは、無罪の遠藤祐一さんを有罪にした現職の裁判官を訴えている裁判です。もちろん、裁判も絶対ではありません。それゆえ、控訴、上告、再審があります。しかし、だからといって、数々の証拠から無実が明白であるにもかかわらず、裁判官が無実と知っていてあえて有罪とすることが許されるのでしょうか。遠藤国賠は、まさにそこを問う裁判なのです。

控訴審弁論傍聴記

当会の会員であり、埼玉県で救急隊員をなさっているO・Tさんが傍聴記を書いて下さいました。O・Tさんは、今回が傍聴初体験です。

[ガヴァガイ]

遠藤国賠傍聴について

私は裁判所という所を訪れるのは初めてですし、ましてや裁判の傍聴も初めての経験です。こんな私に傍聴記を書くなどという大それたことは出来ませんので、初めての裁判傍聴の感想を以下、述べさせていただきます。

愛する我が子からの疑問

秋も深まるある日の夜、事務局から送付頂いた遠藤国賠のテレビニュースのビデオを、たまたま小四の息子と一緒に見ていたところ、「お父さん、いつ

も僕に愛だとか正義だとか言っているけれど、こんなことおかしいよ!」との素朴な疑問。私は返答に困りながらも「よし、裁判を直接傍聴して自分で体験することによって、私なりの考えを息子に伝えよう!」と、遠藤国賠に向けた意識付けが息子の一言で大きく変わりました。

初めての裁判所

裁判所がどこにあるのかも判らない世間知らずの私は、12月13日に傍聴常連のS・Mさんをお願いして某駅で待ち合わせた後、裁判所に到着しました。第一印象は「税金たんまり使った建物だなあ。ちなみにこの中に法廷っていくつあるんだろう。その数だけ毎日泣き、笑った人の人生があるんだよなあ」などと考えながら、809号法廷に入りました。

さあ、いよいよ裁判開始

事務局の方々から配られた「準備書面」なるものに目を通していたところ裁判が始まりました。

今回の内容は、裁判長が前回までの人から変わったので、阿部・吉永両先生による「弁論の更新」というものに時間がおかれていました。初めて傍聴をする私にとっては事件の経過・論点を詳細に認識する事が出来ました。しかし、傍聴常連の方からは「またか」との声が上がっていたようでした。

その中で阿部先生が、「この事件は小学生でもおかしいと気付くはずだ!」というようなことをおっしゃられ、私は思わずうんうんと頷いていました。

そして事件の核心へ

弁論が続くなかで私がどうしても納得出来ない(聞けば聞くほど全てが納得できませんが)、こんなことがあって本当にいいのかと強く感じた点がありました。

それは、タイヤに付いていたといわれている何らかの付着物(シミ)についてです。

私は法医学の権威として名高い、岩手医大の桂教授が「タイヤの(極々微量の)付着物は人血である」との鑑定結果を出したということに愕然としました。何故ならば、1 ピコグラムなどという単位のシミを教授ほどの見識のある方がどうして人血などと判断したのか、という点です。

例えば、男性がひげを剃れば肉眼では見えないけれども出血があるといわれています。また、子供が道路で転び擦りむいた所を歩けば、1 ピコグラム程度の血痕は当然付くでしょう。きっとみなさんの靴を鑑定したならば、10 人いけば何人かは1 ピコグラム程度の人血の反応は出るのではないのでしょうか。

しかし、それをもって犯罪とするならば、およそ普通の人には道路を歩けなくなってしまいます。何故って?遠藤事件の裁判の理屈から言えば、「ピコグラムの人血がついているからお前が犯人」といわれてしまうからです。

誰が「健康」を奪ったのか?

一番楽しいはずの 20 歳からの十数年間を犯人扱いされ続け、青春時代を全く違った形で送ることを余儀なくされ、さらに現在でも過去の誤った判決による傷を深く心に負ってしまっている遠藤さんのことを、果たして「健康であった」などと言えるのでしょうか。また、健康でないとすれば誰がそれを奪ったのでしょうか。

世界保健機構(WHO)は、「健康とは肉体的、精神的及び社会的に完全に調和のとれた状態であって、単に病気がないとか身体が弱くないとかということではない」というように「健康」というものを定義づけています。

人と医学との関係とは?

人間と医療・医学の関わり方が時代とともに大きく変化している昨今、生と死の問題や臓器移植の問題などこれまでとは違った、新しい問題が持ち上がっています。しかしながら、医学は基礎医学(法医学を含む)・臨床医学を問わず人間の幸福のために生かされるべき、という「医の倫理の本質」は、たとえ時代が変わろうとも普遍的であり、かつ医療に従事する者は常にこの問題を正面から考えていかななくてはならないのが当然の責務であるはずで



また、医学は本来、疾病等による痛みから苦痛を取り除くことから出発している、けっして健康な人を健康でない状態に陥れるものであってはならない、と私は信じたい。そういった意味に於いても警察技術吏員及び岩手医大桂秀策教授の鑑定結果を、

「医の倫理に基づいた当然の事実なのだ」などとは、同じ医療人(著名な医学博士と末端の医療従事者との差はあるが)として、私は到底受け入れることができないのです。

そして、このあまりにも常軌を逸した鑑定結果を考えるにつけ、「やはりそこには政治的策略というものがあるのでは?」と考えてしまうのは私だけなのでしょうか。

再び愛する息子たちへ

今回裁判を傍聴し、お前達の言う「おかしいよ」が不幸にして起こったことを確認し、しかも「おかしいと気付いたらごめんなさいしろよ」とここにいる全ての人が感じていたこととお父さんは思う。将

来どんな立場の人間になろうとも自分の思う正しいと信ずる道を進みながらも、もしも間違っていたと認識したならば「ごめんなさい」と言える人にお前達はなって欲しい、とお父さんはこの傍聴を通じて痛感しました。

傍聴を振り返り・・・

今回の傍聴を通じて、私自身考えさせられる点が多々ありました。そして、先輩支援者の方々と一緒に遠藤さんや自分達だけの問題として捉えることに留まらず、21世紀を担っていく次世代の子供たちにも「正しい愛と正義」というものを伝えていかなくては、と強く感じた一日でした。

[0・T / 埼玉県]

控訴審弁論解説

今回の弁論では、いつもの弁論に先立って、裁判長の交代にともなう「弁論の更新」が行われた。「弁論の更新」とは、新しい裁判官によりよく事件を理解してもらうために、これまでの訴訟経過を説明することである。裁判は本来、証拠調べなどを実際に手がけた裁判官に判決までつき合ってもらうのが理想である。しかし、転勤や退職があるのでそうも言ってはいられない。しかたがないので、それまでの訴訟経過を説明すればそれでよい、ということにしたのである。そんな書類見たってわかるんじゃない?じゃあ転勤や退職に引っかけられないように裁判をもっとさっさとやればいいんじゃない?というギモンはごもっとも。

しかしながら、現実に裁判がだらだらと長く続く以上、ここらで一旦立ち止まって、これまでを振り返ってみるのもまあいいだろう。今回、阿部弁護士の手になる「弁論更新の陳述書」を全文、本紙に添えてお送りする。これから参加される方にも、遠藤国賠のこれまでを、よくおわかりいただけることと思う。

新裁判長の登場

裁判長が入廷すると同時に、事務官が起立の号令をかける。一同ぞろぞろと立ち上がり、バラバラに着席した。すると新裁判長が開口一番、「皆さん初

めまして。当法廷に今回着任いたしました私が裁判長の雛形です。どうぞよろしく」と挨拶することはなく、「弁論の更新」に必要な時間について、原告・被告双方の側にいきなり問いかけた。被告側はボソボソッと「不要です。陳述いたしませんので...」と言ったようだった。同時に裁判長が苦笑したように見えた。

こうして、弁論時間のほとんどが原告側の持ち時間となった。

冒頭、「弁論の更新」に入る前、前回提出しておいた「求釈明の申立て」に対する被告側からの回答書に関して、阿部弁護士がさらなる釈明を求めた。曰く、

「全然回答になっていませんね。生の言葉で語られていない。準備書面何ページ、何ページ、...と引用してるだけじゃないですか。それで可能な限り回答してるですって?話になりませんね。それだけじゃわかんないから、求釈明してるんですよ」と、いきなりの先制パンチ。

被告代理人は、裁判官席側の中堅どころの代理人が「可能な限り回答しているものと考えております」とかなんとか述べたように聞こえた。新裁判長の対

応が注目されたが、また苦笑したように見え、とくに追及はしなかった。初めてだったから、と思いたい。

黙ってれば勝てる国賠訴訟

さて、「弁論の更新」の陳述にまず立ったのは吉永弁護士である。同弁護士は、民事訴訟の基本、刑事訴訟の基本、国賠一審判決批判の3点について20分ほど、概ね次のように述べた。

まず、民事訴訟の基本についてですが、通常の民事訴訟では、原告が主張したことに對して被告側が黙っていると、裁判所があれこれ被告に注意してしゃべらせる。それでも黙っていれば、被告は負ける。それが通常の民事訴訟です。ところが、国家賠償訴訟では、被告国側が黙っていても裁判所はほとんど何も言わない。普通の民事訴訟ではとうてい考えられないことです。

ことに、この遠藤国賠の法廷ではそれが著しい。原告の主張に対してはいちいちひとつひとつの争点ごとに反論させるのが普通の裁判のやり方なのに、「反論は、あとで。一括して」という被告側の言い分どおりの訴訟指揮で許しちゃってるのです。全くおかしいことです。そもそも法廷とは、議論を尽くす場のはずでしょう。議論をしましょうよ。答えてくださいよ。我々がこれだけおかしい・判らない、と言ってるんですから、...

これだけ、答えないっていうのは要するに、反論できないから、でしょう。反論できないから何も言わない、議論しないんでしょう。そう考えざるを得ません。

というように被告側に迫った。傍聴席は、「そうだそうだ」という雰囲気にも包まれ、皆の視線が被告側に注がれた。

こうまで言われてなにも反論できない、しないのを見て、「彼らは悔しくないんだろうか、悪い奴をやっつけんとばかりに検察官になったのだろうに、

訟務検事(国賠訴訟で国側の代理人となる法務省訟務局付きの検察官)というポストにたまたまついたがため、先輩検察官のひどい誤起訴の責任を問われる立場、尻拭いさせられる国賠担当の役まわりをしなきゃならない検事もつらいよなあ」と私は考えていた。

被告席の手前(傍聴席側)には前回からただただうか、訟務検事と思われるかなり若い女性が座っている。テレビの法廷ドラマによく出てきそうなキリッとした感じの女性だ。彼女も顔色一つ変えない。訴訟記録を見て、「何なのよ、これー。ひどい検事がいたもんねー、ったく」と思うものの、立場上、ポーカフェースでいるのだろうか。それとも全く何も感じず、当然のごとく肅々とひたすら、国側の責任を否定しにかかろうとしているのだろうか...

疑わしきは罰せよ!

そうこうしているうちに吉永弁護士の陳述はすすみ、刑事訴訟の基本について語られていた。

「疑わしきは罰せず」とか「疑わしきは被告人の利益に」と刑事訴訟では言われますが、実態はそうなっていません。全く逆です。日本の刑事裁判では、裁判官が秩序維持の役目を積極的に果たそうと考えてしまっている。遠藤事件の刑事一審判決について言えば、第一印象として、「結論ありき。あとづけの理由」でしかないということです。私は、弁護士になったとき先輩から言われたものです。『委任者の話といえども真に受けてはいけません。まずは白紙で望め』と。弁護士ですら白紙で望むのですから、裁判官ならなおさらのことでしょう。ところが、刑事一審の裁判官の方々は『やっただろう』ということ念頭に置いていたとしか思えないのです。アリバイの供述を崩すために、とってつけたような理屈を並べ立てています。ほんとうにそう考えて判決したんでしょうか?...

刑事裁判の実務にはびこっている思想

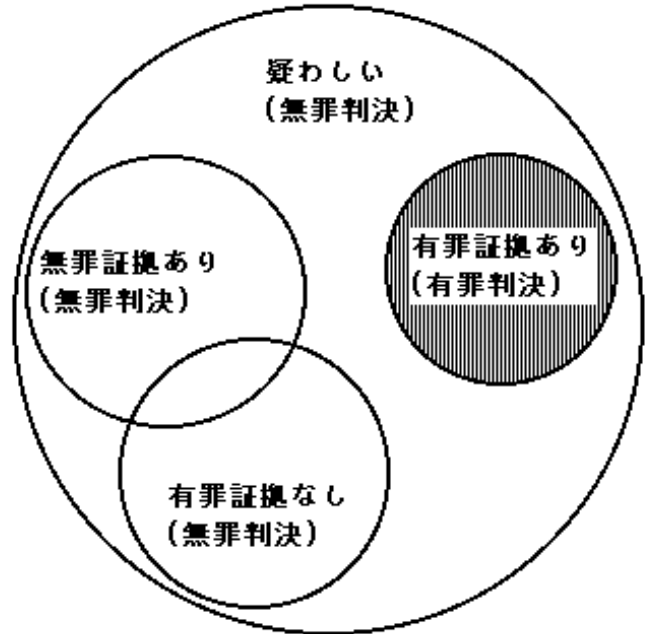
続いて、国賠一審判決(東京地裁判決)について

である。同弁護士によると、「刑事一・二審判決は無罪判決を出すべき事案についてあえて有罪判決をした、と東京地裁判決は自白しているに等しい」。それは東京地裁判決の次の部分だ。

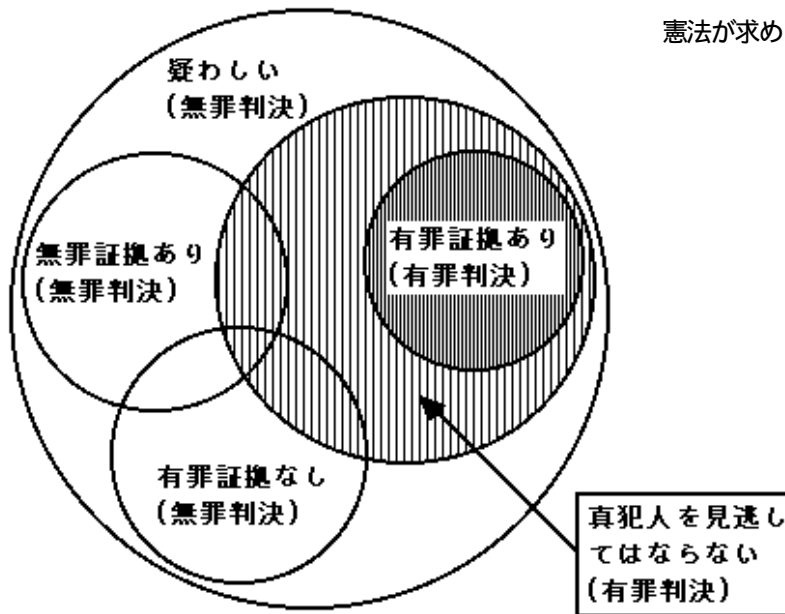
「刑事裁判官は、実務において、『疑わしきは罰せず』の行為規範と『真の犯人を見逃してはならない』との命題の狭間にあつて、事件の大局的見地からバランスのよい結論を出すよ

うに求められている。本件刑事一・二審裁判官の判断は、**後者の命題に重きを置いたことにおいて問題がないとはいえないが、著しく不合理な事実認定をしたとはいえない。...**」

吉永弁護士の論証は続く(以下の再現にあたっては、吉永弁護士の近著『官僚法学批判』 花伝社も参照した)。



憲法が求める審理方式



国賠一審判決が認める審理方式

何を根拠にそのような命題が課せられていると述べたのでしょうか。

(刑事裁判の様々な手続を定めている)刑事訴訟法の第1条には、「この法律は、刑事事件につき、公共の福祉の維持と個人の基本的人権の保障を全うしつつ、事実の真相を明らかにし、刑罰法令を適正かつ迅速に適用実現することを目的とする」と定められています。この「事実の真相を明らかにし」という部分は、講学上「実体的真実の発見」と説明されているところですが、以下、「真実を発見すること」と言い換えます。

国賠一審判決は、この「真実を発見すること」という刑事訴訟法の趣旨を思い出して、「真犯人を見逃してはならない」と述べているのかもしれないかもしれません。しかし、刑事訴訟法は、右のとおり「事実の真相を明らかにし」(真実を発見し)と規定してはいますが、「真犯人を見逃してはならない」とは書かれていません。「真実を発見する」という命題と、「真犯人を見逃さない」という命題とは、全く異なる命題です。

その証明は簡単です。まず、「真実を発見する」という命題と「無実の者に対して有罪判決をする」という命題は両立しませんが、しかし、「真犯人を見逃さない」という命題と「無実の者に対して有罪判決をする」という命題は両立するのです。したがって、「真実を発見する」という命題と、「真犯人を見逃さない」という命題とは、全く異なる命題であることが分かるのです。

そして、「真犯人を見逃さない」という命題の下では、「**少しばかり無実の者が処罰されることであっても**、真犯人を見逃してはならない」という、刑事訴訟法でもっとも回避されなければならない事態が生じることになってしまうのです。

国賠一審判決は、このような事態を容認する理論を正面に持ち出し、刑事一・二審が陥った

刑事裁判の過誤を追認してしまったといえるのです。

このように、「真犯人を見逃してはならない」という命題は、刑事訴訟法とは相容れない思想であり、それは刑事司法を墮落させる命題です。そうすると、国賠一審判決は、いったい何に基づいて、この墮落の命題を何の疑問も抱かずに堂々と展開できたのでしょうか。その理由は、現在の刑事裁判の実務には、あるまじがった思想がはびこっているからです。

それはどういうものかといいますと、刑事裁判は法秩序維持の一翼を担っているという思想です。残念ながらそれは裁判官の自負ともなっているのです。たとえば、最高裁の中村治朗元裁判官は、その著『裁判の世界に生きて』において、「裁判官の正義感、罪を免れてひそかに舌を出す犯人の存在を黙過することを許さない」と述べています。なお、中村元裁判官は、航空機の騒音公害を問う大阪国際空港公害訴訟事件の判決で、多数意見に反対し、航空機の差し止めを認めるべきであるという論陣を張っていらしたのです。その中村裁判官ですら、という思いがいたします。

このように刑事裁判にはびこっている思想をまる飲みし、追認することによって、東京地裁は、刑事一・二審の裁判官を救ってしまったわけです。

続いて、阿部弁護士が弁論更新の陳述に立ち、さらに続いて、刑事二審判決の違法性ならぬ異常性について語った。

なお、今回は刑事二審について述べているが、その中身は刑事一審について述べたこととほとんど同じである。なにしろ二審は一審とほとんど同じことを言っているのだから、これは当然である。一審の違法性(異常性)については、本紙42号4ページ以下をご参照ください。

刑事二審はやる気なし

刑事二審が、刑事一審判決をそのまま是とした根

拠は、刑事一審と同様に二つの「状況証拠」なるものである。つまり、

第一発見者(とされた)中川氏が事故発見直前にすれ違った車両が被害者を轢いたのは間違いのないところ、その車両は遠藤さんのものである

事故現場を通過した関係各車両の通過時刻と順序からして、被害者を轢いたのは遠藤車両のほかには考えられない

というものだ。

の根拠となったのは、「事故発見前、最後にすれ違ったトラックは、荷台が幌付きだったかどうかはわからないが、少なくとも冷凍車のようなものではなかった」という中川氏の供述である。ただし、これは法廷でなされたものではなく、検察官が中川氏を取り調べた時に作られた調書に書いてあることである。



事故現場周辺の現在:クランク(新潟方面向き)

しかしこの供述は、冷凍車のような車両だけをもっぱら否定しているにすぎない。つまり「それが遠藤車両かどうか」についてはまったく触れるところがない。検察官がこれを確認した気配すらない。そればかりか、「荷台が幌つきだったかどうかはわからない」と、遠藤車両とは似ても似つかない幌付きの車が話題になっている(遠藤車両は空荷の平ボディ)。

そもそも刑事一審において検察官は、「中川氏が

目撃したトラックは遠藤車両である」と主張立証しようとしたことは一度もなかった。まず、そういうことは普通は冒頭陳述(被告人が何の犯罪を犯したのかを述べる手続)で述べられるのだが、本件では冒頭陳述そのものが行われなかった。

そして、一審第7回公判で、「最後にすれちがった車両は冷凍車のようなもの」という証言を中川氏からひき出しておきながら反論ひとつしなかった。さらに、論告においても「中川が目撃車両は遠藤車両である」とは主張していない。こうしてみると、実は、中川氏が見たトラックは遠藤車両ではなかった、と検察官自身考えていたとすらいえるのである。

「通常の形状のトラック」

刑事二審判決は、事故当日の「不審車両の聞き込みについて」と題する報告書を引用し、「4~5トンくらいのトラックとすれ違った」と中川氏が事故直後に警察官に対して述べている、と認定している。これを梯子にして刑事二審判決は、中川氏は事故当日に「通常の形状のトラック」とすれ違ったと述べていた、と認定した。

そして、公判で「冷凍車のようなもの」と言った時には事故後2年もたっているなのでこの証言は信用できない、として排斥した。

そもそもこの「報告書」は、刑事一審の第24回公判になってから、中川氏の調書の信用性を立証するために出されたものである。これが公訴提起のその時に検察官の手許にあったかどうかは疑わしい。

刑事二審判決は、中川氏がすれ違った不審車両は遠藤車両だと断定する。しかし、事故当日、遠藤車両が不審車両と疑われた事実はない。そればかりか、同じ警察官が事故から数日後に中川氏を取り調べた時の調書には、その不審車両が遠藤車両だったのかについて確認した形跡がない。こんなことは、取り調べの時に中川氏に聞いていれば簡単に確認できたはずである。その時にはもう、遠藤さんは検挙されていたのだ。にもかかわらず、「4~5トンくらいのトラック」というだけである。これでは、遠藤車両

も冷凍車もそれに当てはまる。それをどうして、遠藤車両と特定できるのだろうか。

いずれにしても、警察の取調べで中川氏が、「最後の目撃車両が遠藤車両のような通常の形状のトラックである」と述べた、などと認定できる証拠は何もないのだ。それどころか第14回公判で中川氏は、「少なくとも冷凍車ではなかった...」という供述について検察官から尋問された際、「時間が経っているので詳細な記憶はないが、目撃したトラックは冷凍車ではなかったのではないかと検察官から言われてそのように述べたのかも知れない」という証言をしている。そして弁護人に対してはより明確に、「見たありのままの状態を警察では述べたのですが、私の記憶がうろ覚えでまちがっている、と検察官から言われました」と証言した。すなわち中川氏は、検察官の取調べに対して「冷凍車」と述べたのに、記憶違いだと言われ、不本意ながら検面調書を取られていたのである。

要するに、警察でも検察でも、そして法廷でも、「冷凍車」と中川氏は述べていたことになる。

中川調書のどこが信用できるのか？

ところが有罪の決め手とされたのは、「少なくとも冷凍車のようなものではなかった」と書いてある調書。この調書が、公判での証言「冷凍車のようなもの」よりもずっと信用できるというのだ。

車両の型式などについてなら述べていない調書のほうが信用できて、より具体的な公判証言のほうが信用できない、とする判断が果たしてまともか。刑事一審も二審もそろって「そうだ」という。これはもう、常軌を逸していると言わざるをえない。

茶番の国賠一審判決(東京地裁判決)

このような刑事二審判決にもかかわらず、国賠の東京地裁判決はその責任はないという。

「刑事二審では、最高裁の無罪判決と同じように『疑わしきは罰せず』というスタンスを徹底していれば、刑事一審の事実誤認を是正でき

たとも考えられる。しかし、事件全体をとおして見ると、遠藤車両のほかには、加害車両と認定できる状況ではなかった。そのことが大きな障害となり、事実誤認に陥ってしまった。そうだとすると、刑事二審ではおおむね、控訴審としての機能にそった審理がなされている...」

というのである。



事故現場周辺の現在:元阿賀の川タクシー営業所

救済の根拠は要するに、「中川氏の最後のすれ違い車両」と「検問記録による現場通過車両の通過時間・順序」という状況証拠なるものにつける。この2つがあったがために、刑事一審も二審も、「真犯人を逃してはならない」という、刑事裁判の実務において強調される命題にしたがい、結果的に誤判に陥った、しかも、日本の裁判官の4分の1以上は同様の判断をしたらさう、誤判に陥ったであろう、というのである。

このような不当きわまりない判断がこの控訴審においても繰り返されるはずがない、とわれわれは確信している。

今回は、検問通過車両の通過時間・順序に関する刑事二審判決の違法性について、改めて指摘することにする。

[寅次郎]

遠藤祐一さんからの御挨拶

謹賀新年

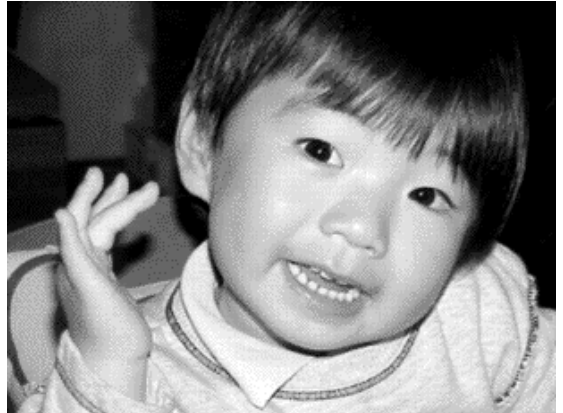
明けましておめでとうございます。

事件発生以来、25年に及ぶ長期裁判に、御支援、御協力を賜り、心より御礼申し上げます。

昨年は、東北学院大学の法学ゼミ、東北大学のゼミ、国際会議「日本における司法への市民参加」、盛岡弁護士会シンポジウム「これでいいのか日本の裁判」パート2、伊藤真の司法試験塾「明日の法律家講座」、TBS「ニュース23」、で遠藤事件をとりあげていただき、人前で話すのが苦手な私が、汗だくになりながら、参加、取材協力させていただきました。

しかしながら、仕事の都合上とは言え、弁論を欠席致しました事、深く、お詫び申し上げます。

今年は、でき得る限りの弁論出席、法廷外活動に参加する所存でありますので、御支援の程、何卒、宜しくお願い申し上げます。



私の宝物紹介：綾子 2歳9ヶ月
「お父さん共々宜しくお願い致します。」

〔遠藤祐一〕

2000年度会計報告

今井亮一さん(当会代表)の奥さんである富美子さんに、今年も会計をお願いしました(いつもありがとうございます)。時期的には少し早いのですが、ご報告させていただきます。

2000年4月1日～12月31日

収入

繰越金	350,740円
会費	153,330円
収入合計	504,070円

支出

切手	9,000円
遠藤さんカンパ	50,000円
弁護士会館会議室使用料	4,200円

ビデオテープ	7,727円
宅配便	2,330円
ポスター	3,800円
渋谷公民館使用料	21,200円
FAX送信料	183,072円
支出合計	362,329円

繰り越し

来年度繰り越し	140,741円
---------	----------

いくつかの点について、簡単に説明させていただきます。まず、「遠藤さんカンパ」というのは、遙々宮城県から弁論に出席するため上京される、遠藤さんの交通費の補助です。次に、「ビデオテープ」ですが、これは傍聴に来て下さった方々に、映像資料を収めて配布しました。「弁護士会館会議室」は、弁論終了後のミーティングに利用しました。また、「渋谷公民館」ですが、当ニュースの発送作業をそこで行っています。これについては、1998年8月1日から

2000年12月末までの分を清算しました。

最後に、非常に高くていっている「FAX 送送料」についてです。実は去年一年間、約650名に及ぶ代理人の弁護士さん達と、より密接に連絡を取る目的で、計7回、「テガルス」というFAXサービスを利用して、当ニュースや案内状を送付しました。ニュースも縮小版を送ったりと、できるだけ節約したのですが、何しろ人数が多いので、このような額になってしま

いました。今年のFAXによるニュース等の送付については、予算を見た上で、また検討したいと思いません。

無駄をなくし、効率良く、効果的な運営に努めてまいりますので、今後とも皆様のご支援をどうぞよろしくお願い致します。

[ガヴァガイ]

「弁論更新の陳述書」の送付について

今回、ニュースとは別に『弁論更新の陳述書』のコピーをお送りいたします。遠藤事件とこれまでの訴訟経過を知っていただくには絶好の資料であること、裁判所に提出されている書面のコピー(縮小ですが)を直接お届けすることにより臨場感を味わって

いただけると考えたこと、からです。

なお、裁判所での弁論の際には毎回、準備書面のコピーを配布いたしております。ご都合のほう、よろしければ法廷傍聴もぜひよろしくお願いいたします。

[寅次郎]

次回弁論のお知らせ

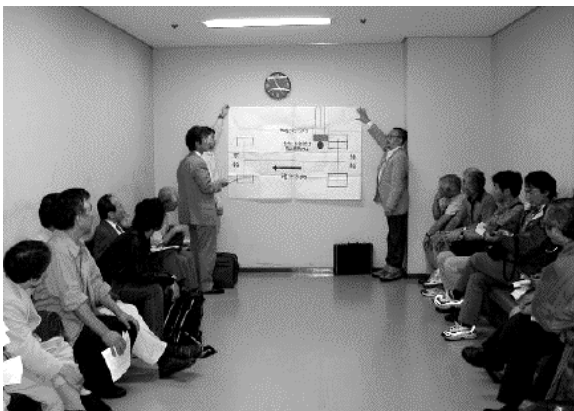
次回弁論は

2月19日(月)午後3時~4時30分
東京高裁民事9部・809号法廷

です。

皆さん、傍聴におこし下さい。弁論終了後、ミーティングと懇親会(「天狗・銀座コリドー店」にて)を行いますので、そちらの方もぜひどうぞ。

なお、「天狗」の所在地は、中央区銀座7-108 銀座コリドー街 地下1階/電話:03-3572-6340です。



弁論後のミーティング



ミーティング後の懇親会

【遠藤事件とは、このような事件です】

1975年12月20日

午後9時半頃、新潟県蒲原郡津川町の市街地に至る国道で轢き逃げ死亡事故が発生した。遠藤さん(当時トラック運転手、20歳)はその直前、たまたま現場を通過していた。

同12月22日~24日

22日午後になって、遠藤さんのトラックのタイヤに「人血らしいシミ」が警察署で発見されたことから、警察は遠藤さんを轢き逃げ犯人と決めつけたかのように取り調べや見分を進め、犯人と「断定」した。

1977年2月

「業務上過失致死罪」で新潟地裁に起訴された。

1982年9月

「禁錮6月、執行猶予2年」の有罪判決。

この間、裁判官は検察側に有利な証拠ばかりを採用するなど、一貫して検察側寄りの訴訟指揮を行なった上、判決においては、問題の「タイヤのシミ」は人血ではない、かつ、そのような位置には付着しえないといった「鑑定」結果を無視、遠藤さんのアリバイにかかわる争点については検察官すら主張していない事実を「認定」し、その存在を否定している。

1983年1月

東京高等裁判所に控訴。

1984年4月

控訴棄却。

普段はあまり感情を表に出さない遠藤さんが、この時はこみ上げる怒りをこらえられず、退廷しようとする裁判官らの背中に向かって「私は轢いていません！裁判所がどう言おうと私は轢いていないのです！」と叫んだ。しかし裁判官はそれに一瞥もせず退廷した。

直ちに上告。

1989年4月

最高裁は一、二審とまったく同じ証拠にもとづき審理した結果、全員一致で「原判決(高裁判決)および第一審判決を破棄する。被告人は無罪」との判決を言い渡した。

判決後の記者会見の席で遠藤さんは「13年間の苦勞が涙になって出てきました」と言って涙を流した。

しかし、この無罪判決までには実に13年もの歳月を費やしている。事件発生当時は20歳の青年が、この時すでに34歳になっていた。

遠藤さんは言う。

「これで刑事裁判は終わった。これからは自分の人生を楽しく過ごそうと思いました。失った13年の青春時代をなんとか取り戻そうと思いました。……被告人という肩書を背負って暮らした13年の辛さは決して忘れることのできな

い、言葉では言い表せない重圧でした。……(刑事裁判の一、二審は)私を犯人にするための暗黒裁判であったとしか言いようがない。彼らに責任を取らせることが本当の意味での刑事裁判の終わりであり、人を裁く裁判官は自らをも裁くべきであり、責任をとるべきが筋です。」

1991年1月

国および裁判官六名と起訴検察官の個人責任を追及する国家賠償訴訟を提起。

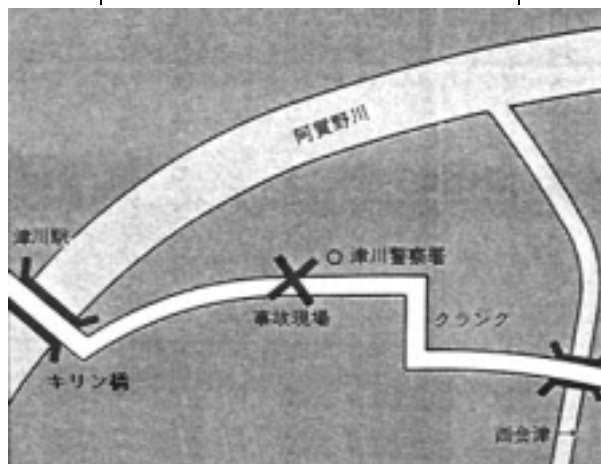
1996年3月

東京地裁民事38部は、「原告(遠藤さん)の請求を棄却する」原告敗訴の判決を言い渡した。

判決では「普通の裁判官の4分の3以上が無罪とするであろう事件について、誤って有罪とした場合には『著しく不合理な事実認定』であって国家賠償法上「違法」となる(損害賠償責任がある)。しかし、本件ではそれほどの『不合理な事実認定』があったとは言えない。」と述べて、検察官のみならず裁判官をも免責した。

[tommi]

現在、東京高裁民事9部(809号法廷)で控訴審が進行中です。



津川町付近概観図

事務局から

たくさんの年賀状をありがとうございました。この場を借りてお礼申し上げます。

当会では、会費の繰越金から、弁論で東京へ来るための交通費等として遠藤さんにカンパすることにしてあります。この1月、会費から10万円をカンパしました。

なお、当会の会費は、振込月から1年間です。宛名のラベルに「(00/09)」とあるのは、2000年9月に納入いただいたということです。ラベルの更新がもしも滞っていたら、お手数ですがご指摘ください。

遠藤国賠は、21世紀もしばらくは続きそうです。今後ともよろしくご指導ください。

[今井亮一]

今回の弁論直前に、学会があつて上京したのですが、さすがに師走とあつて忙しく、弁論当日まで東京に滞在できませんでした。それで、今回も欠席ということになってしまいました。

弁論には出られませんでした。滞在中は寅次郎さんのご自宅に泊めてもらい、飲みながら遅くまで遠藤国賠の話をしました。ちなみに、ここだけの話、寅次郎さんの部屋は、ものすごく散らかっているのだ!!

[ガヴァガイ]

以前にも書いたんですが、スカパーに「国会中継TV」というチャンネルがあります。名前の通り国会中継専門のチャンネルなんです。放送

中止の危機に瀕しています。理由はシンプルで契約者が少なく収入が少ないので衛星使用料が払えず、スカパー(正確にはJSATという衛星放映会社)に放送停止を宣告されたみたいです。NHK 国会中継の視聴率2%(低い!)と同じ視聴率と考えると、現在のスカパー加入者だけではやっていけないみたいです。現在の製作会社は全加入者から10円ずつ徴収するような方法を提案しているのですが、郵政省の認可が下りないとかで認められないようです。視聴してない僕が言うのもなんですが、なんとか続けて欲しいものです。しかし、この調子では「裁判傍聴チャンネル」の実現はまだまだ先になりそうですね。(詳しくは<http://kokkai.tv.com/>を参照して下さい。)

[カブ]

機会あつて、先日、ある痴漢事件の刑事記録をざっとですが読みました。どうやら冤罪のようです。しかも捜査はちょ～～イカゲンもいいところ。しかし一審判決は有罪。まるで、冒頭陳述(検察官が、裁判の最初の方で、「被告人は、いつなんどきどこでこれこれこういう悪いことをしました」と延々と説明する、あれです)をそのまま書き写したような判決文でした。被告人氏の闘いは、これからまだまだ続きます。

痴漢はぜったいに、許さない。どのような程度のものであれ、性犯罪ほど、卑劣で陰険でそして情状酌

量の余地のない犯罪はありません。被害者が泣き寝入り強いられるもいけません。

他方で多発する冤罪。「推定有罪」のもと、膨大な時間と費用とそして体力、精神力を注いで、それでもやっと勝ち取れるかどうか、という無罪判決。刑事裁判は、相変わらずです。ここらあたりのことは、『痴漢「冤罪裁判」男にバンザイ通勤させる気か!』(池上正樹著、小学館文庫)に詳細です。

ただ、昨今のこの風潮を反映してか、最近は混雑した電車に乗っていても、痴漢がぜんぜんなくなりました。それどころか、おじさんたちは若い女性を警戒するのでしょうか、近くに立つことすらあまりしなくなったような気がします。痴漢冤罪が多発するおかげで、私たちの通勤がとっても楽になったのはどうやら事実。なにやら複雑な思いです。

[tommi]

昨年11月18日『明日の法律家講座』講演会(「伊藤真の司法試験塾」主催)に遠藤さんと阿部弁護士が登壇しました。参加者は約160名。当会会員の皆様の中からも出席していただきました。ありがとうございました。ありがとうございました。実際の法廷を見ているような気がした。生の事実を聞かせていただき、大変感銘を受けた。司法の問題点を目の当たりにした」などなどの声が寄せられたそうです。法曹を目ざす受験生はいずれも大いなる糧を得られたことと思います。

[寅次郎]

発行.....遠藤国家賠償訴訟を支援する会

代表：今井亮一(交通ジャーナリスト)

広報：寅次郎

事務局.....〒164-0002 東京都中野区上高田5-25-6-201

Tel / Fax : 03-3319-3012

E-Mail : ip2m-sgy@asahi-net.or.jp

郵便振替：00150-9-168587(遠藤国家賠償訴訟を支援する会)

年会費：一口1,000円(払込月より1年)